

全日本小学校バンドフェスティバル徳島県大会審査内規

第1条 この内規は、全日本小学校バンドフェスティバル徳島県大会実施規定第18条に基づき審査及び判定について定めるものである。

第2条 審査員は「技術」「表現」（「演出」も含む）の2項目について、それぞれ5段階で評価し、得点化する。

第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された選考委員会が行う。

第4条 選考委員会は審査員の評価に基づき、金賞・銀賞・銅賞の各賞にグループ分けをする。

第5条 第4条の結果、審査員の了承を得て、理事長が賞を決定する。

第6条 審査票は各団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第7条 この内規は理事会の決議により改定することができる。

平成15年4月20日 全面改定
平成16年4月18日 大会名を改定
平成19年4月22日 一部改定